第二種製造者に係る変更届書について

１　第二種製造者が、変更工事をした場合は、都道府県知事に届出が必要です。

　第二種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス製造施設等変更届書（様式第６） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 変更明細書 | 1 | 下記の事項を記載すること1. 製造の目的
2. 処理設備の処理能力
3. 処理設備の性能
4. 法第12条第1項及び第2項に定める経済産業省令で定める技術上の基準を満たすこと
 |
| 指定設備認定証の写し | 1 | 認定指定設備の設置の工事を届け出ようとする者に限る。 |
| 事業所全体平面図 | 1 |  |
| 製造工程の概要を説明した書面及び図面 | 1 |  |
| フローシート又は配管図 | 1 |  |
| 高圧ガス製造施設配置図 | 1 |  |
| 機器等一覧表 | 1 |  |
| 処理・貯蔵能力計算書 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の強度計算書 | 1 | 特定設備若しくは指定設備又は大臣認定品を使用している場合は不要 |
| ガス設備及び高圧ガス設備の耐圧・気密性試験成績書 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録 | 1 | 移設等された高圧ガス設備を用いて高圧ガスを製造する場合に限る。 |

３　手数料

　　必要ありません。

４　届出の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第６（一般則第１６条）（液石則第１７条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス製造施設等変更届書 | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒　 |
| 事業所所在地 | 〒　 |
| 変更の種類 | 　 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。

 ３ 二以上の変更の届出を同時に行う場合には、｢変更の種類｣の欄に一括届出である旨を記載すること。